緊急時には、緊急事態が発生した時点で、原子力施設からの放射性物質の放出による被ばくを回避するため、まずPAZにおいて即時避難を実施する。それに続き、確率的影響を低減するため、UPZにおいて原子力施設の状況及び緊急時モニタリング結果により把握できた周辺の状況に基づいた避難を実施する。

実際の避難に当たっては、原子力規制委員会が把握した環境放射線モニタリング結果等を踏まえて、原子力災害対策本部が、輸送手段、経路、避難所の確保等の要素を考慮して避難の判断を行った上で、避難指示を地方公共団体を通じて混乱がないよう住民等に適切かつ明確に伝えることが必要である。

その際、住民等に避難による肉体的・精神的影響が生じることから、一般の住民等はもとより、自力避難が困難な災害時要援護者に対する配慮が必要である。また、避難場所の再移転が避けられない場合は、可能な限り少ない移転となるよう、避難場所の事前調整が必要である。さらに、プルームから避難する際は、風下軸から一定の範囲にいる住民に対して、必要な措置を講じるべきである。加えて、無用の被ばくを回避するため、必要に応じて立入制限区域を設定することも重要である。

なお、避難が遅れた住民や避難が困難となる住民等が、一時避難ができる施設については、今後、原子力規制委員会において検討し、本指針に記載する。

③　安定ヨウ素剤の服用

放射性ヨウ素は、身体に取り込まれると、甲状腺に集積し、取りこまれてから数年～十数年後に甲状腺がん等を発生させる可能性がある。この内部被ばくは、安定ヨウ素剤をあらかじめ服用することで防ぐことが可能である。ただし、安定ヨウ素剤の服用は、その効果が服用の時期に大きく左右されること、また、副作用の可能性もあることから、医療関係者の指示を尊重し、合理的かつ効果的な防護措置として実施すべきである。

安定ヨウ素剤の服用の方策は、原子力災害対策重点区域の内容に合わせて次のとおりとするべきである。

・PAZにおいては、原則として即時避難と同時に投与の指示を行い、住民等が避難所等において、医療関係者の指示の下、安定ヨウ素剤を服用できるようにしなければならない。

・UPZにおいては、避難や屋内待避等の指示がなされた段階で適切な服用ができるようにしなければならないが、具体的な手順については、今後、原子力規制委員会において検討し、本指針に記載する。

なお、PAZ及びUPZいずれにおいても、放射性ヨウ素の集積が比較的早い子供については優先的な服用が必要となる点に留意しなければならない。また、安定ヨウ素剤の投与指示は、原子力施設やモニタリング結果等の情報を集約する原子力規制委員会が一義的な判断を行った上で、原子力災害対策本部を通じて、地方公共団体により所定の医療関係者に速やかに伝達されることが必要である。

④　緊急被ばく医療

緊急事態には、あらかじめ整備した医療体制に基づいてメディカルコントロールを行う。すなわち、モニタリング結果等の情報を集約する原子力規制委員会が放射線量等の情報を、原子力災害対策本部を通じて、医療機関や救急組織へ伝達する。情報を得た医療機関や救急組織は、搬送する患者の被ばく線量の推定又は測定とその搬送先について、適切かつ迅速に対応する。

ただし、被ばく者の汚染検査、通信手段、受入れ医療機関、搬送手段等はメディカルコントロールの詳細と合わせて、今後、原子力規制委員会において検討し、本指針に記載する。

⑤　スクリーニング（被ばく者の汚染検査）

スクリーニングによる汚染程度の把握は、緊急被ばく医療を円滑に行うためには不可欠であり、メディカルコントロールや被ばく治療の実施のためであることはもとより、急性放射線障害の回避、安定ヨウ素剤の投与指示の判断基準、汚染の拡大防止等のためにも実施しなければならない。

汚染程度を把握するために実施するスクリーニングの方法とその検出量は目的に応じて異なるが、次のスクリーニングにおける課題については、今後、原子力規制委員会において検討し、本指針に記載する。

・スクリーニングの方法、体制、実施場所、環境、機器、設備の整備

・スクリーニングレベルの実用的な値の設定と適用

・スクリーニングの標準化と測定者の養成

・スクリーニングからの被ばく線量評価

⑥　飲食物摂取による被ばくの防護

緊急時には、飲食物のモニタリングを行い、経口摂取等による内部被ばくの低減を図らなければならない。その際、モニタリング結果等の情報を集約する原子力規制委員会は、原子力災害対策本部を通じて、飲食物のモニタリング結果等の情報を地方公共団体に知らせ住民等へ周知するようにする。

⑦　防災業務関係者の防護措置

防災業務関係者については、ある程度の被ばくが予想されることを踏まえた防護措置が必要である。具体的には、直読式個人線量計（ポケット線量計、アラームメータ等）、被ばくを低減するための防護マスク及びそのフィルタ並びに必要な保護衣を十分な数量を配布するとともに、必要に応じて安定ヨウ素剤を予防服用させること、後日においてホールボディカウンターによる内部被ばく測定を行うこと等が必要である。

さらに、輸送手段、連絡手段の確保が必要である。

また、防災業務関係者の放射線防護に係る指標は、放射線業務従事者に対する線量限度を参考とするが、防災活動に係る被ばく線量をできる限り少なくする努力が必要である。

⑧　各種防護措置の解除

各種の防護措置の解除に当たっては、当該措置が設定される際の基準、又は当該措置を解除する際の状況を踏まえて策定される新たな基準を下回ることを基本的な条件とすることが適切である。

ただし、各種の防護措置の解除には、放射性物質又は放射線の放出が終了したとしても影響を受けた区域は汚染されている可能性、汚染物が影響を受けていない区域に搬出される可能性等があることから、関連する自治体との協議を行い、慎重な判断を行うことが必要である。また、必要に応じて、適切な管理や除染措置等の新たな防護措置を講じなければならない。

(6)　核燃料物質等の輸送時の防災対策

原子力施設内の事故だけではなく、原子力施設外における核燃料物質等の輸送時における事故により原子力災害が発生する場合もあるため、同様に対策を講じる必要がある。放射性物質の漏えい又は遮へい性能が劣化する等の事故が発生した場合には、炉規法に基づき、原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者の責任の下、救出、消火活動、立入制限区域の設定、汚染、漏えい拡大防止対策、遮へい対策等の緊急時の措置が行われなければならない。また、その際、事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性を踏まえ、原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者並びに国が主体的に防災対策を行う。

第4　原子力災害中長期対策

(1)　原子力災害中長期対策の基本的考え方

原子力災害が発生した場合においては、事態の一定の収束がなされた後においても、すでに環境中に放出されてしまった放射性物質等への適切な対応が必要となる。このため、次の中長期的対策を、関係者間で十分に対話をしながら進めることが重要である。

(2)　発災後の復旧に向けた環境放射線モニタリング

発災後の復旧に向けて、次の判断等を行うため、国、地方公共団体等は、環境放射線モニタリングにより放射線量及び放射性物質濃度の経時的な変化を継続的に把握しなければならない。

・避難区域見直し等の判断を行うこと。

・被ばく線量を管理し低減するための方策を決定すること。

・現在及び将来の被ばく線量を推定すること（個人線量推定）。